

令和4年（行ツ）第98号、第103号、第104号、第109号、第116号、
第118号、第119号、第122号、第124号、第126号、第127号、第
128号、第130号、第132号、第137号、第138号

選挙無効請求事件

個別意見要旨

〔宇賀裁判官の反対意見〕

1 現行憲法上、衆議院議員の選挙において、有権者には等価値の投票権が付与されており、立法者は、1票の価値の較差がない状態をデフォルトとして制度設計をしなければならない。投票権も公共の福祉による制約に服するので、完全に1対1の状態が実現できるわけではないが、立法者は、1票の価値の不平等が、公共の福祉による制約としてやむを得ないことにつき説明責任を負い、投票価値の不均衡が、合理性を欠く制約によりもたらされていれば、違憲といわざるを得ない。

選挙区を設けること自体は、合理的な理由に基づくものである限り、それによって1票の価値が完全に等しくならなくても、公共の福祉による制約として許容される。そして、選挙区制度を採用する場合には、選挙区の範囲を設定するに当たり、地方公共団体の区画を考慮することも、それによって許容できないような投票価値の不均衡をもたらさない範囲では可能と考えられる。選挙区を設ける場合、必然的に選挙区間における人口の移動が生じ、区割規定の改正には、一定の時間を要するし、選挙制度の安定の要請から、区割規定の見直しを合理的な期間ごとに行う制度とすることも許容されると考える。しかし、平成23年大法廷判決が違憲状態であるとした1人別枠方式を含む区割基準に基づいて配分された定数に変更されていない都道府県が相当数ある本件選挙区割りについては、1票の価値に不均衡が生ずるやむを得ない事情があるとはいえない。したがって、平成30年大法廷判決の多数意見と異なり、平成29年選挙時の本件選挙区割りは違憲状態を解消するものとはいえなかったと考える。そして、国会において更なる較差是正措置が講じられないまま行われた本件選挙時の本件選挙区割りも、違憲状態を脱したとはいえない。

2 当審は、(i) 定数配分又は選挙区割りが投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否か、(ii) 上記の状態に至っている場合に、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとして定数配分規定又は区割規定が憲法の規定に違反するに至っているか否か、(iii) 当該規定が憲法の規定に違反するに至っている場合に、選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめるか否かという判断枠組みに従って審査を行っており、このような手法が採られてきたのは、憲法の予定している司法権と立法権の關係に由来するものと考えられると説明してきた。しかし、違憲状態にあれば違憲であると判示したとしても、その是正方法については国会の立法に委ねられることに何ら変わりはなく、そのことが憲法の予定する司法権の限界を超えとか、立法権の侵害になるということにはならない。したがって、選挙時点で定数配分又は選挙区割りが客観的に違憲状態にあった以上、それはすなわち公職選挙法の区割規定が違憲であるといつてよいと考える。

3 以上のように考えれば、本件区割規定が違憲である以上、本件選挙を無効とするのが原則ということになる。しかし、公職選挙法204条の規定に基づく1票の価値の不均衡を争う訴訟は、本来、同条が予定していた訴訟でないにもかかわらず、投票権という国民主権の基本を成す権利について司法救済の道がないことは不合理であるから、同条の規定を形式的に利用して、実質的に、判例法としての基本権訴訟を創出したものとする。したがって、判決の在り方についても、司法府と立法府との役割分担を踏まえて、柔軟に判断することが例外的に許容されると考える。そして、平成23年大法廷判決後、数回の法改正が行われ、次回の衆議院議員総選挙は、1人別枠方式の影響を排除した選挙区割りの下で行われることが見込まれるなど、国会が、漸進的ではあれ、投票価値の不均衡を縮小するための努力を重ね、今後も不断の見直しを行うことを宣明していることは評価されるべきであり、このことに照らし、本件選挙については、無効とすることはせず、違法であることを宣言するにとどめるのが適当であるとする。